

スマートフォンアプリ決済サービスを利用した市税の納付について

このことについて、下記のとおり運用を開始することとしたのでお知らせします。
なお、市民への周知は、市報(令和 3 年 10 月 1 日号)、市ホームページ等で併せて行います。

記

1 サービスの概要

スマートフォンアプリ決済サービスとは、専用アプリをインストールしたスマートフォン等で、納付書に印字してあるバーコードを読み込むことで、納税が完了するサービスです。

2 運用開始日

令和 3 年 10 月 1 日(金)

※令和 3 年 11 月 1 日(月)納期限分から利用可能

3 対象となる税金(4種類)

- (1) 市・都民税(普通徴収)
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税(種別割)
- (4) 国民健康保険税(普通徴収)

4 利用できるアプリ(6種類)

- (1) P a y P a y (2) P a y B (3) L I N E P a y



- (4) F a m i P a y (5) a u P A Y (6) 楽天銀行
(楽天銀行コンビニ支払サービス)



5 その他

利用上の注意点の詳細については、各アプリ事業者で異なる部分があるため、各アプリ事業者へお問い合わせください。